厚生年金基金変更公告

熊本県病院厚生年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市中央区水前寺１丁目20番22号
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市水前寺１丁目20番22号
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日

熊本県病院厚生年金基金

厚生年金基金変更公告

熊本県建設業厚生年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市中央区九品寺４丁目６番４号
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市九品寺４丁目６番４号
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日

熊本県建設業厚生年金基金

厚生年金基金変更公告

熊本県トラック運送厚生年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市東区東町４丁目６番１号
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市東町４丁目６番１号
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日

熊本県トラック運送厚生年金基金

厚生年金基金変更公告

九州エルピーガス事業厚生年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市中央区上水前寺２丁目18番４号
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市上水前寺２丁目18番４号
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日

九州エルピーガス事業厚生年金基金

厚生年金基金変更公告

熊本県工業団地厚生年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市中央区安政町３番13号
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市安政町３番13号
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日

熊本県工業団地厚生年金基金

企業年金基金変更公告

日東紡企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告します。

１．新事務所の所在地　東京都千代田区麹町二丁目４番地１　麹町大通りビル
２．旧事務所の所在地　東京都千代田区九段北四丁目１番28号　九段ファーストプレイス
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日　日東紡企業年金基金
理事長　清水　秀晃

企業年金基金変更公告

ミクニ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　神奈川県小田原市久野2480番地
２．旧事務所の所在地　東京都千代田区外神田６丁目13番11号
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日　ミクニ企業年金基金
理事長　生田　久貴

企業年金基金変更公告

肥後銀行企業年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市中央区練兵町１番地
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市練兵町１番地
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日　肥後銀行企業年金基金

企業年金基金変更公告

熊本日日新聞企業年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市中央区世安町172番地
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市世安町172番地
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日

熊本日日新聞企業年金基金

企業年金基金変更公告

平田機工企業年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市北区植木町一木111番地
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市植木町一木111番地
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日　平田機工企業年金基金

企業年金基金変更公告

鶴屋百貨店企業年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市中央区手取本町６番１号
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市手取本町６番１号
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日

鶴屋百貨店企業年金基金

企業年金基金変更公告

南九州コカ・コーラグループ企業年金基金の事務所の所在地の住所表示に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．事務所の所在地の新住所表示　熊本県熊本市南区南高江三丁目５番１号
２．事務所の所在地の旧住所表示　熊本県熊本市南高江三丁目５番１号
３．変更年月日　平成24年４月１日
平成24年４月２日

南九州コカ・コーラグループ企業年金基金

懲戒処分取消訴訟の判決確定公告

東京弁護士会が同会所属弁護士　中島　修三会員（登録番号17122）に対してなした懲戒処分（業務停止１年、平成19年11月26日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成20年11月14日告知）、同人から懲戒処分取消の訴えが提起され、平成22年10月６日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成24年２月23日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成24年４月２日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会
２　処分を受けた弁護士
氏　　名　遠藤　安夫
登録番号　17272
事 務 所　東京都府中市四谷３―17―18
遠藤安夫法律事務所
３　処分の内容　業務停止１月
４　処分が効力を生じた年月日
平成24年３月８日

平成24年３月15日　日本弁護士連合会